平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2	9	<u>府省庁名 国土交通省</u>							
対象	税目	個.	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()							
要望 項目名		国	国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長							
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 国際船舶の固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年間とする。 ・特例措置の内容 国際船舶の課税標準については、外航船舶の課税標準の特例(外航船舶の価格の1/6)に1/3を乗じて得た額とする。								
関係	現行 外航船舶:課税標準 1/6、国際船舶:課税標準 1/18 海上運送法第44条の2、第44条の3、第45条、海上運送法施行規則第43条、第44条、第45条 地方税法第349条の3第5項、附則第15条第10項、 地方税法施行規則第11条の2、附則第6条第29項									
減 見込		_	初年度] — (▲564) [平年度] — (▲616) 改正増減収額] — (単位:百万円)							
要望		- 1								
本要 対応 縮源	する	_								
			ページ 29 — 1							

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶 450 隻とされたところであるが、現在、国際船舶を中核とした外航日本船舶は 159 隻(平成 25 年央)と日本商船隊全体の約5%に過ぎず、こうした経済安全保障の観点からの国際船舶を中核とした外航日本船舶の重要性に鑑み、国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を図ることは至急の課題となっている。 【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標:94 国際船舶の隻数					
	政策の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成29年央 までに約250隻に増加させる。					
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間						
	同上の期間中 の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成 29 年央 までに約 250 隻に増加させる。					
	政策目標の 達成状況	日本商船隊のうち、国際船舶を中核とした外航日本船舶数は159隻(平成25年央)と増加基調にはあるが、日本商船隊の約5%であり、早期に経済安全保障を確立するための国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を推進していくことが必要である。					
有効性	要望の措置の 適用見込み	平成27年度 平成28年度 平成29年度 135 145 155					
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	国際船舶の着実な増加を図ることにより、国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加が実現し、 以て管轄権の及ぶ自国籍船の確保による経済安全保障の確立が図られるとともに、運航面等で競争 力の高い高質な船舶である国際船舶を中核として日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲 まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支える事が可能となるものであり、 必要最小限の措置で国民全体に裨益するものであり、有効性が認められる。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国際船舶の登録免許税の課税の特例					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし					
	要望の措置の妥当性	 国際船舶の着実な増加を図ることにより、国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加が実現し、以て管轄権の及ぶ自国籍船の確保による経済安全保障の確立が図られるとともに、運航面等で競争力の高い高質な船舶である国際船舶を中核として日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支える事が可能となることから、必要最小限の措置で国民全体に裨益するものであり、妥当性を有する。 国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることからも、本租税特別措置による支援が妥当である。 ※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。 					
		ページ 29 — 2					

	(1)適用数				(単位 : 隻)			
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
	74	95	107	115	125			
税負担軽減措置等の								
適用実績	(2)適用実績 (単位:百万円)							
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
	120	117	481	523	512			
	※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの(年度は納税年度)							
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績								
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本制度による減税規模は1隻あたり数千万円規模と小規模だが、国際船舶を保有する際の負担軽減が図られているとともに、諸外国とのコスト差の縮小が図られ、1隻当たりの船価が数十億円規模となる国際船舶の整備につながっており、費用対効果の大きな制度である。							
前回要望時の 達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成26年度 までに概ね200隻に増加させる。							
前回要望時からの達成 度及び目標に達してい ない場合の理由	日本商船隊における国際船舶を中核とした外航日本船舶の平成 25 年央の隻数は 159 隻であり、国際船舶も同隻である。平成 24 年央における国際船舶の隻数 150 隻から 9 隻増加しており、順調に推移している。平成 26 年末には概ね 200 隻となり、目標を達成することが見込まれる。							
これまでの要望経緯	平成8年度 拡充 (国際船舶 (課税標準 1/15) 追加、外国貿易船 (課税標準 1/10)) 平成9年度 拡充 (国際船舶の対象として海外からの買い戻し船舶を追加) 平成11年度 拡充 (国際船舶の対象として船長・機関長2名配乗を対象要件に追加) 平成14年度 延長 平成19年度 延長 平成23年度 拡充 (国際船舶・外国貿易船・外航船舶非課税化を要望) (平成24年度以降の検討課題となる。) 平成24年度 延長、拡充 (国際船舶の特例措置拡充 (課税標準1/18)、外国貿易船の特例措置 の廃止)							
			ページ	2 9	— 3			